

令和3年12月15日

## 美作市発注の災害復旧工事における入札・契約制度の特例措置について

美作市では災害等により多くの公共施設で被害が発生し、早期に復旧工事を実施する必要があることから、次のとおり入札・契約制度の特例措置を講ずることとしたのでお知らせします。

### 1 専任の主任技術者の兼務緩和

専任の主任技術者については、次の全ての要件を満たす場合は、2件（諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とします。）まで兼務を認めることとします。なお、兼務に当たっては、主任技術者兼務届を美作市に提出してください。

また、監理技術者はこの特例措置の対象ではないので、ご注意ください。

- ・少なくとも1件が災害復旧工事等であること。
- ・兼務する工事の工事現場が美作市内であること。
- ・兼務する工事の工事現場の相互の距離が10km以内であること。
- ・工事の施工に当たり相互に調整を要するもの（原則として同一工種）であること。
- ・美作市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。

### 2 現場代理人の兼務拡大

現場代理人の兼務については以前から実施しているところですが、災害復旧工事等が含まれる場合は、兼務可能件数を制限しません。ただし、その当初請負代金の合計を1億5千万円未満とします。（下表参照）

なお、兼務可能件数と当初請負代金の合計金額以外の要件については、変更ありません。

兼務拡大要件	従 来	特例措置
兼務可能件数	3件以内であること。 ※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。	3件（災害復旧工事等が含まれる場合は件数を制限しない）以内であること。 ※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。 ※少なくとも1件が災害復旧工事等であること。

兼務拡大要件	従 来	特例措置
当初請負代金	当初請負代金の合計が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満であること。	当初請負代金の合計が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満であること。ただし、災害復旧工事等が含まれる場合は、当初請負代金の合計が 1 億 5,000 万円（建築一式工事も同額）未満であること。
従事可能地域	美作市内	
そ の 他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

### 3 施行時期

令和 3 年 12 月 15 日以降に指名又は入札公告する工事から適用します。ただし、これ以前の工事であっても、災害復旧工事等であれば兼務可能とします。

### 4 提出書類について

兼務に当たり提出する書類は次のとおりです。

- ・主任技術者「主任技術者兼務届」
- ・現場代理人「現場代理人兼務届」

美作市発注工事以外の公共工事と兼務する場合

国・県が美作市発注工事との兼務を承諾していることを証する書類(承諾書等)

#### 【問合せ先】

美作市総務部管財課

電話 0868-72-0929